

平成 27 年度

行政監査結果報告書

(政務活動費について)

浜田市監査委員

平成 28 年 3 月

目 次

第 1 監査の種類	1
第 2 監査のテーマ	1
第 3 監査の目的	1
第 4 監査の対象	2
第 5 監査委員の除斥	2
第 6 監査の期間	2
第 7 監査の方法	2
第 8 政務活動費の概要	3
第 9 政務活動費の状況	5
第 10 監査の結果	7
第 11 監査意見（むすび）	11
【参考資料】	12

〔注解〕

- 1 文中及び各表中の比率は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位を表示した。したがって、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。

〔関係条例等〕

- 1 地方自治法第 100 条第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 2 地方自治法第 100 条第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 3 地方自治法第 100 条第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。
- 4 地方自治法第 199 条第 2 項 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査のテーマ

政務活動費について

第3 監査の目的

1 背景

政務活動費については、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年10月1日条例第6号。以下「条例」という。）及び浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成17年10月1日規則第3号。以下「規則」という。）が制定され、議員に交付されている。また、条例第5条別表政務活動費使途基準の取扱いを明確にするため、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則（以下「細則」という。）を定め、別表において「政務活動費をあてることができる経費」の範囲を規定している。

本監査においては、政務活動費の交付に関する事務手続が条例、規則及び細則に基づいて適正に行われているか、また、政務活動費の支出が条例等に定める使途基準に沿った公正かつ適正なものとなっているかを主眼に検証することを目的とした。

また、平成24年度地方自治法の改正に伴い条例が改正され、第10条に政務活動費の適正な運用と使途の透明性確保の義務規定条文が追加された。それに併せて、浜田市議会において、細則の別表「政務活動費をあてることができる経費」等も変更されたところだが、政務活動費の執行に当たって、その使途の透明性が確保され、適正な運用が図られているかどうかについて、次のことから監査を実施することとした。

2 現状と課題

地方分権の進展に伴い、住民の議会に対する期待が高まると同時に、自分たちの代表である議会への監視の目も厳しさを増してきている。

とりわけ、政務調査費より使途の拡大が可能となった政務活動費については、様々な議論があり、自治体議会には政務活動費としての具体的な範囲を適切に判断されることが求められている。住民の理解を得るためにも、政務活動費は目的に合った適正な支出と確実な情報公開が求められる。

政務活動費は各自治体議会の条例等により運用方法が定められている

ため、統一的なルールが不明確な部分もあり、実際に政務活動を行う地方議会議員にとって、申請が適切か不適切かの判断が難しいケースも少なくない。特に近年は、住民からの高い信頼を得た政務活動を行うためには、透明性の確保をはじめとした、政務活動費の適切な活用が必須となっている。

最近の政務活動費に関する問題として、平成 26 年、兵庫県議会の議員であった者が政務活動費をだまし取ったなどとして、県議会がこの議員を刑事告発した。刑事訴訟法第 239 条第 1 項は「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」とし、同条第 2 項で「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と定める。問題の県議はその後辞職し、政務活動費の全額を遅延利息とともにすべて返還したが、県警は平成 27 年 1 月、元県議を詐欺と虚偽有印公文書作成・同行使の疑いで書類送検し、また、神戸地検は同年 8 月、在宅起訴し、現在公判中である。

第 4 監査の対象

1 対象範囲

現市議会議員に係る平成 25 年 10 月 23 日交付分から平成 27 年度概算交付分までの政務活動費に関する事項。

2 対象部局

議会事務局

第 5 監査委員の除斥

本件監査については、議会選出の澁谷幹雄委員は、法第 199 条の 2 に規定する監査執行上の除斥に該当するため、関与していない。

第 6 監査の期間

平成 27 年 12 月 15 日から平成 28 年 3 月 15 日まで

第 7 監査の方法

議会事務局から提出された監査関係書類の調査及び検証をするとともに、平成 28 年 2 月 9 日に事務局のみで行う事前調査、同年 2 月 17 日に代表監査委員による監査を実施し関係職員から説明聴取を行った。

第 8 政務活動費の概要

1 政務活動費に関する手続

法の規定に基づいて、条例、規則及び細則が制定されている。

この条例第 3 条により、浜田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、年額 10 万円が交付されている。

手続きの主な流れは、次のとおりである。

- (1) 議員が、政務活動費の交付を受けようとするときは、4 月 8 日（年度の中から議員の任期が始まる場合においては、議員になった日の翌月の 8 日）までに市長に対し、議長を経由して「政務活動費交付申請書（様式第 1 号）」（以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 市長は「交付申請書」が提出されたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、「政務活動費交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）」（以下「決定通知書」という。）により当該議員に通知する。
- (3) 議員は、条例第 4 条の規定による交付日の 14 日前までに市長に対し、議長を経由して「政務活動費交付請求書（様式第 3 号）」（以下「交付請求書」という。）を提出しなければならない。
- (4) 政務活動費は、4 月 30 日に交付する。ただし、年度の中から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する（その交付日が、市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。）。
- (5) 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出（会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。）の報告書「政務活動費収支報告書（様式第 4 号）」（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等証拠書類の写しを添えて翌年度の 4 月 20 日までに議長に提出しなければならない（例外を除く）。また、政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。

なお、議員は、交付された政務活動費に残余がある場合には、返還しなければならない。

- (6) 議長は、収支報告書の写しをその提出期限から 20 日以内に市長に送付しなければならない。
- (7) 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が条例第 5 条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）に定める経費以外に当該政務活動費を使用したと認めるとき、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (8) 議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。議長に対し、市内に住所を有する者及び市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人は、収支報告書の閲覧を請求することができる。
- (9) 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 県内各市の政務活動費について

県内各市の政務活動費の交付額については、次のとおりである。

区 分	人 口	議員定数	政 務 活 動 費
松江市	204,845人	34人	個人交付：月額25,000円【年額300,000円】 会派交付：所属議員数×月額15,000円【年額180,000円】
浜田市	56,684人	24人	個人交付：年額100,000円
出雲市	175,122人	32人	会派交付：所属議員数×年額450,000円
益田市	48,572人	22人	個人交付：年額100,000円
大田市	36,629人	20人	個人交付：年額120,000円
安来市	40,301人	21人	会派交付：所属議員数×月額10,000円【年額120,000円】
江津市	24,633人	16人	個人交付：年額30,000円
雲南市	40,451人	22人	個人交付：月額15,000円【年額180,000円】

※ 人口については平成 28 年 1 月末(一部 2 月 1 日)現在による。その他については、議会事務局提出資料による。

第9 政務活動費の状況

1 政務活動費収支報告書

条例第6条により、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

この規定に基づき各議員から提出された収支報告書によると、平成25年度政務活動費（下期）の交付額は、889,318円で、当初交付額の約88.9%であった。支出明細をみると、使途項目の中で調査研究費63.3%、研修費4.5%、広聴費0.3%、資料作成費2.9%、資料購入費29.0%となっており、要請・陳情活動費の該当はなかった。

なお、年度ごとの議員別交付額については、次のとおりである（平成27年度は交付申請手続のみ）。

各議員の政務活動費収支報告一覧表（平成25年度下期）

（単位：円）

議席 番号	議員名	交付申請額	交付確定額	個人別支出額	支 出 内 訳					
					調査研究費	研修費	広聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費
1	足立 豪	41,666	41,666	44,461	31,571					12,890
2	岡野 克俊	41,666	32,271	32,271	31,571					700
3	柳楽 真智子	41,666	24,615	24,615		9,300				15,315
4	串崎 利行	41,666	41,666	44,671	31,221					13,450
5	小川 俊宏	41,666	5,000	5,000						5,000
6	森谷 公昭	41,666	41,666	63,650						63,650
7	野藤 薫	41,666	37,521	37,521	31,221					6,300
8	上野 茂	41,666	41,666	44,346	31,221				13,125	
9	飛野 弘二	41,666	41,666	42,121	31,221					10,900
10	笹田 卓	41,667	41,667	53,317	53,317					
11	布施 賢司	41,667	41,667	41,728	31,221					10,507
12	岡本 正友	41,667	40,824	40,824	25,424	11,900	2,800			700
13	芦谷 英夫	41,667	41,667	85,394	64,140				3,004	18,250
14	佐々木 豊治	41,667	41,667	43,245		10,200				33,045
15	道下文 男	41,667	41,667	43,068	31,221				11,147	700
16	田畑 敬二	41,667	41,667	50,871	31,571					19,300
17	平石 誠	41,667	35,927	35,927	31,227					4,700
18	西田 清久	41,667	41,667	43,653	31,221					12,432
19	澁谷 幹雄	41,666	39,683	39,683	31,221				2,162	6,300
20	西村 健	41,667	6,810	6,810						6,810
21	江角 敏和	41,667	41,667	52,817	52,817					
22	牛尾 博美	41,667	41,667	65,640	50,640	15,000				
23	原田 義則	41,667	41,667	45,021	31,571					13,450
24	牛尾 昭	41,667	41,667	45,106						45,106
	合計	999,998	889,318	1,031,760	653,617	46,400	2,800	0	29,438	299,505

※ 下期政務活動費は平成25年10月に改選が行われたため、議員となった日の属する月の翌月から3月までの月割額 $100,000 \text{円} \times 5/12 \text{月} = 41,666 \text{円}$ （任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合は41,667円）となる。（浜田市議会ホームページより）

また、平成 26 年度政務活動費の交付額は、2,057,213 円で、当初交付額の約 85.7%であった。支出明細をみると、使途項目の中で調査研究費 58.8%、研修費 19.6%、資料作成費 1.1%、資料購入費 20.5%となっており、広聴費及び要請・陳情活動費の該当はなかった。

各議員の政務活動費収支報告一覧表（平成 26 年度）

（単位：円）

議席 番号	議 員 名	交付申請額	交付確定額	個人別支出額	支 出 内 訳					
					調査研究費	研修費	広聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費
1	足 立 豪	100,000	100,000	110,860	50,860	60,000				
2	岡 野 克 俊	100,000	73,560	73,560	43,560	30,000				
3	柳 楽 真 智 子	100,000	100,000	103,358	61,258					42,100
4	串 崎 利 行	100,000	100,000	112,186	92,436	19,750				
5	小 川 俊 宏	100,000	41,371	41,371	28,536	3,000			9,835	
6	森 谷 公 昭	100,000	100,000	102,387	98,359				4,028	
7	野 藤 薫	100,000	97,111	97,111	31,085	46,231				19,795
8	上 野 茂	100,000	100,000	143,498	92,436	19,750				31,312
9	飛 野 弘 二	100,000	100,000	104,146	54,571	7,750				41,825
10	笹 田 卓	100,000	41,076	41,076	31,536	9,540				
11	布 施 賢 司	100,000	100,000	116,226	92,876	19,750				3,600
12	岡 本 正 友	100,000	87,841	87,841	70,841	17,000				
13	芦 谷 英 夫	100,000	100,000	100,190	8,060	53,976			10,128	28,026
14	佐 々 木 豊 治	100,000	100,000	100,264	61,900	36,420				1,944
15	道 下 文 男	100,000	100,000	110,265	55,946	32,500				21,819
16	田 畑 敬 二	100,000	43,399	43,399						43,399
17	平 石 誠	100,000	100,000	108,563	93,634					14,929
18	西 田 清 久	100,000	100,000	100,511	83,817	8,250				8,444
19	澁 谷 幹 雄	100,000	100,000	105,913	60,531	45,382				
20	西 村 健	100,000	22,645	22,645						22,645
21	江 角 敏 和	100,000	75,316	75,316	31,536					43,780
22	牛 尾 博 美	100,000	100,000	101,986	68,510	15,000				18,476
23	原 田 義 則	100,000	74,894	74,894	29,246	500				45,148
24	牛 尾 昭	100,000	100,000	101,935	40,000	2,000				59,935
	合 計	2,400,000	2,057,213	2,179,501	1,281,534	426,799	0	0	23,991	447,177

（浜田市議会ホームページより）

2 調査研究費・研修費

調査研究費は、議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費、研修費は議員が行う研修会の開催に要する経費と団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費である。

3 資料購入費

資料購入費は、議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費である。

なお、平成 25 年度下期及び平成 26 年度の各議員の支出内訳の詳細については、浜田市議会ホームページの政務活動費収支報告書等に掲載されているため、ここでは記述しない（平成 27 年度については交付手続のみ）。

第 10 監査の結果

監査の対象とした政務活動費について、その現況を把握するとともに、交付手続及び支出が公正かつ適正に執行されているかについて、調査及び検証を行った結果、監査を実施した範囲においては、おおむね適正と認められた。

また、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員との事前聴取のやり取りの中で指摘したので記述を省略した。

しかしながら、次の事項については、今後改善又は検討する必要があるものと認められた。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅延なく通知されたい。

1 政務活動費の交付手続について

政務活動費の交付に関して、議員に対する更なる周知徹底をお願いしたい。また、他自治体では交付マニュアルや手引等を作成しており、当市でも先進自治体のものを調査研究し作成を検討されたい。

各申請書類作成については、議会事務局側が準備し、提出するよう説明しているが、様式等を変更して作成した書類を提出していたものが散見された。

所定の様式が定められているため、変更して作成したものについては、正式な様式に「別添のとおり」と記載するなどの対応を検討されたい。

2 調査研究活動申請書及び報告書について

視察や研修及び要請・陳情活動については、議長に活動申請書を提出し承認を得ること、活動終了後には報告書を提出することが義務付けられている。細則 5 及び 8 には各報告書の提出は活動終了後 5 日以内と明記されており、短期間での提出期限となっているためか遅延提出となっている報告書が比較的多く見受けられた。

その中には、交付金額の確定を行う収支報告書提出後に報告書の提出があったものも含まれている。当然未提出者には議長が催促を行い、報告書の提出を促しているとのことだが遅れている状況にあり、議会事務局ではたいへん苦慮していると聞いている。

ただし、収支報告書には領収書等証明書の全額添付が義務付けられているため、収支金額の確認には問題ないとしても、手続的には報告書が未提出の用件については、除外対象となり得ることも想定されるため、今後、各市の見解等を参考にしながら対応を検討されたい。

併せて、細則 2 の規定には「議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得た後、全員協議会で出席議員全員の同意を得て実施する。」とあり、この提出期限の厳守が難しいようであれば、5 日以内とする期限の変更を検討することも可能であるが、議員の自己責任において規定を遵守していただきたい。

3 調査目的と市政との関連性について

調査研究費として充てる場合、調査研究目的等を活動申請書の調査研究事項に記入し、活動終了後に報告書を議長に提出している。議員一人ひとりが所感、市政への提言等を報告書にまとめることで調査研究活動の合理性ないし必要性を明確にすることができていると思われる。

さらに効果的な調査研究活動にするため、活動申請書において、市政との関連性及び調査研究目的等をより詳細に明示することにより、調査の内容及び効果等がチェックできるような仕組みづくりについて検討されたい。

4 資料購入費について

資料購入費とは、議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費とされている。書籍購入費については、市政に直接かつ具体的に關わるような特段の事情があることを立証でき、当該資料の購入が政治活動全般に必要で有益な資料であることが認められるもの、また、新聞購読料については、所属政党以外の政党が発行している新聞等としている。

判例等においても明確な基準が示されていないため、厳格な基準を設けることは困難であるが、その支出内容によっては政務活動費による支出が適当かどうか難しいものもあり、市民への説明責任が果たせるよう慎重に判断されたい。

5 領収書等の証拠書類について

条例第 6 条によると、政務活動費の交付を受けた議員は、収支報告書に領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならないと規定されている。

政務活動費の使用に当たっては、市民に対する説明責任を求められてい

ることから、領収書等の証拠書類にはその使途が明確になるよう記載内容を工夫すべきかと考えられるが、領収書等に使途内容の記載のないものや、領収書の記載からは政務活動との関連が明らかでないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないものがあるので、領収書等の証拠書類の取扱いについて明確にするよう検討されたい。

6 政務活動費の情報公開について

条例第9条第2項には、収支報告書の閲覧を請求することができる」と規定されている。請求できるのは、市内に住所を有する者と市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人である。閲覧の状況は、浜田市議会ホームページに政務活動費の収支報告書を含めた関連資料が掲載されていることもあり、これまで事例はないとのことである。

議員個人の政務活動費の内容を市民に知っていただくことは、条例第10条で規定する透明性の確保としても重要かつ必要であると考え。広く市民に周知するため、政務活動費の閲覧等について広報や市議会だより等に掲載するなど、議員を含めた協議を行い情報公開に向けたさらなる検討をされたい。

7 政務活動費の経費の範囲について

政務活動費を充てることのできる経費の範囲については、条例第5条別表、細則の別表政務活動費をあてることのできる経費に規定されている。

現行では、規定されている使途基準は基本項目に留められており、詳細な基準は定められていない。このため、運用に際し統一されていない面が確認され、統一的な解釈に支障があるものと考えられることから、誰もが統一的な判断、運用がなされるよう、手引等の具体的な解釈運用基準を速やかに作成されたい。

なお、解釈運用基準の作成に当たっては、次のことに留意されたい。

(1) 提出書類

ア 会計帳簿

規則第6条（会計帳簿等の整理保管）では、政務活動費の交付を受けた議員に対し会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管することが義務付けられている。

現状では、収支報告書の提出は義務付けているが、会計帳簿についてはこの限りではない。他自治体ではこの会計帳簿も提出書類とし、

情報公開を行っている場合もある。このため、「会計帳簿」についても、調整方法を示し、提出を義務付け、さらなる透明性の確保に努めるよう改善を図られたい。

(2) 使途

ア 交通費（研究研修費、調査旅費）

視察で自家用車を使用した際、これに伴うガソリン代を政務活動費として支出している事例が確認された。視察に伴うガソリン代等は、政務活動の交通費として容認されているものであるが、政務活動以外のものとの区分が難しく、政務活動費としての使用量の把握が困難であるため、一定の基準を設けられたい。

イ 備品等（資料作成費）

1 件の取得価格が税込み 10,000 円以上のものは支出することができないものとし、10,000 円未満の物品について支出することができるとあるが、どのような物品が該当になるなど明確にされていない部分もある。また、この物品は議員でなくたつたときは事務局に返納することとなっている。実際に支出されたケースはないが、該当経費がある場合は適切に対応されたい。

なお、備品全般について規定がされていなかったため、次のことを明確にされたい。

(ア) 対象（種別、類似品の購入等）

(イ) 備品台帳の作成、備品の管理状況の確認

(ウ) 所有権の明確化（任期满了後の取扱い、処分の取扱い等）

(エ) 設置場所による取扱い

(オ) 修理費の取扱い、備品に伴う消耗品の取扱い

ウ 通信費等（調査研究費、要請・陳情活動費）

インターネット使用料、タブレット端末使用料等に係る通信費については、政務活動とそれ以外の活動との区別が難しいことから、経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内と規定されている。実際に支出されたケースはないが、該当経費がある場合は適切に対応されたい。

郵送料として支出することができるのは、要請・陳情活動費の項目でしか認められていない。実際に支出されたケースはないが、政務活動との関連性を明確にすることが困難な面もあるため、今後検討が必要となることから一定の基準を設けられたい。

第 11 監査意見（むすび）

政務活動費の交付は、平成 12 年の法改正により、地方議会やその議員の調査活動の充実強化を図るため制度化された。

しかし、近年、一部の地方議員による政務活動費の不適正使用に端を発し、市民の関心が高まり、適正な執行及び透明性の確保がより一層求められている。政務活動費は、市政に関する議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるが、公費からの執行であることから、真に必要な経費の支出に努めなければならない。

当市においては、今回の監査の結果、条例、規則及び細則に基づいておおむね適正に支出されており、明らかに不適切と思われるものは確認されなかった。

加えて政務活動費に関する資料の公開（市議会ホームページによる収支報告書、全ての領収書等証拠書類及び活動報告書の掲載）も他自治体より先駆けて実施してきたこともあり、透明性の確保はある程度実現されているといえる。

なお、使途基準については条例、規則及び細則等で定めるほかに、詳細な手引やマニュアルなどはなく、各議員の良識と責任に委ねられ執行されていた。しかしながら、市民に対する説明責任及び透明性の確保の視点に立った際、政務活動費の使途についてさらなる具体的な基準を設け、統一的な判断がなされるようにすべきである。

このため、手引等の具体的な解釈運用基準を速やかに整備し、公正かつ適正な執行に努められたい。

今後作成された解釈運用基準については、議員及び議会事務局職員が統一した見解を持って運用されるよう、定期的に政務活動費の運用に関する説明会を開催するなど周知を図るとともに、社会情勢の変化に対応し、適宜、見直しを図られるよう望むものである。

【参考資料】

○ 浜田市議会議員名簿

平成 28 年 1 月 31 日現在

議席番号	議 員 氏 名	会 派 名
1	足 立 豪	創風会
2	岡 野 克 俊	超党はまだ
3	柳 楽 真智子	公明クラブ
4	串 崎 利 行	創風会
5	小 川 稔 宏	超党はまだ
6	森 谷 公 昭	(無会派)
7	野 藤 薫	創風会
8	上 野 茂	創風会
9	飛 野 弘 二	創風会
10	笹 田 卓	超党はまだ
11	布 施 賢 司	創風会
12	岡 本 正 友	創風会
13	芦 谷 英 夫	超党はまだ
14	佐々木 豊 治	公明クラブ
15	道 下 文 男	創風会
16	田 畑 敬 二	創風会
17	平 石 誠	創風会
18	西 田 清 久	創風会
19	澁 谷 幹 雄	創風会
20	西 村 健	浜田共産クラブ
21	江 角 敏 和	超党はまだ
22	牛 尾 博 美	創風会
23	原 田 義 則	創風会
24	牛 尾 昭	超党はまだ

○ 浜田市議会基本条例

平成 23 年 9 月 30 日

条例第 34 号

改正 平成 24 年 12 月 21 日条例第 39 号 平成 27 年 3 月 20 日条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会の活動原則（第 3 条—第 17 条）

第 3 章 議員の活動原則（第 18 条—第 21 条）

第 4 章 市民参加（第 22 条—第 24 条）

第 5 章 議員定数及び議員報酬（第 25 条）

第 6 章 補則（第 26 条）

附則

地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。

私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。

ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。

第 2 章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第 3 条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性

及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。

2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。

3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。

4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。

(危機管理)

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。

(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等(以下「政策立案等」という。)に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。

(議員と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。

(1) 一般質問(会派代表質問を除く。)は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を

いう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問に疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これに反問することができる。

(議会審議における論点整理)

第 8 条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合振興計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における説明)

第 9 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。

(採択した請願及び陳情への対応)

第 10 条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(平 27 条例 5・追加)

(自由討議による合意形成等)

第 11 条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(平 27 条例 5・旧第 10 条繰下)

(政策討論会)

第 12 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 11 条繰下)

(委員会の活動)

第 13 条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、

分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 12 条繰下)

(調査会の活用)

第 14 条 議会は、調査会（浜田市議会会議規則第 107 条第 1 項に規定する協議等の場をいう。）を自主的に開催し、その所管する事項に関し積極的に協議又は調整を行うものとする。

(平 27 条例 5・旧第 13 条繰下・一部改正)

(議会広報の充実)

第 15 条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 14 条繰下)

(議会図書室)

第 16 条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書に充実に努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 15 条繰下)

(議会事務局の体制整備)

第 17 条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 16 条繰下)

第 3 章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第 18 条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。

4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

(平 27 条例 5・旧第 17 条繰下)

(政務活動)

第 19 条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものと

する。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。

3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないように全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。

4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。

(平 24 条例 39・一部改正、平 27 条例 5・旧第 18 条繰下・一部改正)

(議員研修)

第 20 条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用に努めるものとする。

(平 27 条例 5・旧第 19 条繰下)

(政治倫理)

第 21 条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例（平成 20 年浜田市条例第 25 号）を遵守するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 20 条繰下)

第 4 章 市民参加

(市民と議会との関係)

第 22 条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。

2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとする。

3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。

4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

(平 24 条例 39・一部改正、平 27 条例 5・旧第 21 条繰下)

(重要案件の意見交換会)

第 23 条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。

2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。

(平 27 条例 5・旧第 22 条繰下)

(議会報告会)

第 24 条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 23 条繰下)

第 5 章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第 25 条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。

2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項又は第 112 条第 1 項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 24 条繰下)

第 6 章 補則

(見直し手続)

第 26 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。

(平 27 条例 5・旧第 25 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 39 号）

この条例中第 18 条の改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から、第 21 条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 6 号

改正 平成 20 年 9 月 26 日条例第 33 号 平成 24 年 12 月 21 日条例第 41 号

(題名改称)

平成 25 年 3 月 22 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 20 条例 33・平 24 条例 41・一部改正)

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(平 24 条例 41・一部改正)

(交付額)

第 3 条 政務活動費は、年額 10 万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。

(1) 年度の中で議員の任期が満了する場合 4 月から任期満了の日の属する月までの月割額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）から 3 月までの月割額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合にあっては、これを切り上げた額）

(平 24 条例 41・一部改正)

(交付の時期)

第 4 条 政務活動費は、4 月 30 日に交付する。ただし、年度の中から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する。

2 政務活動費の交付日が、浜田市の休日を定める条例(平成 17 年浜田市条例第 2 号)に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、議長と協議の上、交付日を変更することができる。

(平 24 条例 41・一部改正)

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第 5 条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、

各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

(平 24 条例 41・全改、平 25 条例 7・一部改正)

(収支報告書の提出)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに領収書等証拠書類の写しを添えて翌年度の 4 月 20 日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から 30 日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 議長は、政務活動費の交付を受けた議員が疾病、天災等の事由により前 2 項の規定による提出期限(以下「提出期限」という。)までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。

4 政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。

(平 24 条例 41・一部改正)

(収支報告書の写しの送付)

第 7 条 議長は、収支報告書の写しをその提出期限から 20 日以内に市長に送付しなければならない。

(平 24 条例 41・旧第 8 条繰上)

(政務活動費の返還)

第 8 条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において第 5 条に定める経費の範囲内で支出した額の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は当月分)から 3 月までの月割額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を返還しなければならない。

3 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第 5 条に定める経費以外に当該政務活動費を使用したと認めるとき、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 9 条繰上・一部改正)

(収支報告書の保存及び閲覧)

第 9 条 議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げる者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人

(平 24 条例 41・旧第 10 条繰上)

(透明性の確保)

第 10 条 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平 24 条例 41・追加)

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 16 年浜田市条例第 3 号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 41 号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 条の改正規定（「7 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。） 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日（以下「施行日」という。）

(経過措置)

2 この条例（第 3 条の改正規定（「7 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。）を除く。以下同じ。）による改正後の浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の

浜田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 7 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

（平 25 条例 7・全改）

項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等
要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 3 号

改正 平成 18 年 3 月 24 日規則第 5 号 平成 24 年 12 月 21 日規則第 41 号

(題名改称)

平成 25 年 3 月 22 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 規則 41・一部改正)

第 2 条 浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）は、政務活動費の交付を受けようとするときは、4 月 8 日（年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の翌月の 8 日）までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(平 24 規則 41・一部改正)

(交付決定)

第 3 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により当該議員に通知するものとする。

(平 24 規則 41・一部改正)

(交付請求)

第 4 条 議員は、条例第 4 条の規定による交付日の 14 日前までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(平 24 規則 41・一部改正)

(収支報告書)

第 5 条 条例第 6 条に規定する収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(平 24 規則 41・旧第 6 条繰上・一部改正)

(会計帳簿等の整理保管)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

(平 24 規則 41・旧第 7 条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成 18 年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成 17 年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

浜田市長 様
(浜田市議会議長経由)

浜田市議会議員



政務活動費交付申請書

年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円

(年 月 ~ 年 月分)

(内訳)

項 目	金 額(単位 円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		

様式第2号(第3条関係)

指 令 番 号
年 月 日

浜田市議会議員
様

浜田市長 印

政務活動費交付決定(却下)通知書

年 月 日付で交付申請のあった政務活動費について、下記のとおり決定(却下)したので、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定額 円
(年 月 ~ 年 月分)

(却下理由)

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

浜田市長 様
(浜田市議会議長経由)

浜田市議会議員



政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円

(年 月 ~ 年 月分)

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員



政務活動費収支報告書

年度政務活動費の収支報告書を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により下記のとおり提出します。

記

1 収入 政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額(単位 円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 残余額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
領収書等証拠書類の写しを添付すること。

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日

平成 19 年 3 月 20 日

平成 22 年 3 月 18 日

平成 25 年 3 月 12 日

平成 25 年 7 月 26 日

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 6 号）第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃使用とするときは、議会運営委員会に諮って了承を得た後、全員協議会で出席議員全員の同意を得て実施する。
- 3 政務活動費の使途基準に定める各項目ごとの金額は、議員個人の意思によって決められるものであるが、議員の調査研究その他の活動を明確にする上でも、収支報告書の各項目における支出額は最低 3,000 円程度になるよう努力するものとする。
- 4 議員は、税務活動費を支出したときは必ず領収書（書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。）を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類（レシートや相手方が発行する支出証明書等）を得ること。
なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき（調査研究費を支出したときなど）は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 5 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。

6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。

7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。

8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了時は 5 日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。

附則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日 一部（7 項を追加及び別表使途基準細目変更）を改正。

平成 22 年 3 月 18 日 一部（5 項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更）を改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部（本則中政務調査費を政務活動費に変更及び 8 項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正）を改正

平成 25 年 7 月 26 日 一部（別表政務活動費をあてることのできる経費）を改正

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することのできるもの	支出することのできないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費（運賃、宿泊料） ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託（コンサルタント委託）に要する経費 ○インターネット使用料 （経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内） ○タブレット端末使用料 （経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費（食料費） ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代（講師分のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代

	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費（運賃、宿泊料） ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれる場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○資料印刷代 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費（運賃、宿泊料） ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 （明確に政務活動費に係るもの以外は按分：該当経費の1/3以内） ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費 ●備品（1件の取得価格が税込み10,000円以上のもの）ただし、10,000円未満の物品で議員をやめたときは事務局に返納する。
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費 （明確に政務活動費に係るもの以外は按分：該当経費の1/3以内） ○新聞購読料（専門誌のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等
その他 （上記費目すべてに該当）		<ul style="list-style-type: none"> ●電話代（自宅、携帯） ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費